

## **第7章 第5期プランの着実な推進に向けて**

# 1 「共汗」と「協働」による計画の推進

「京都市民長寿すこやかプラン」を着実に推進し、安心して暮らせる健康長寿のまちをつくっていくためには、市民・地域社会、サービス事業者・企業、行政がそれぞれの役割を發揮し、計画の推進に主体的に関わることが求められています。

本市の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）（平成23年度～32年度）」では、「参加と協働による市政運営とまちづくりを実現」することが、これからの中長期の都市経営のあるべき姿と位置付けられており、「自助・共助・公助」を踏まえ、それぞれが役割を分担し、共に汗する「共汗」と「協働」によりこのプランを推進していきます。

## （1）市民・地域社会の役割

市民一人ひとりが、常に健康の保持・増進や介護予防に努めるとともに、生きがいを持って生活していくことが必要です。また、介護保険制度では、高齢者はサービスの利用契約の当事者として主体的に行動することが求められており、サービスの質を高めていくためにも制度運営に積極的に参画していく必要があります。

地域社会では、市民の積極的な地域活動への参加や、京都の持つ地域力を生かした近隣での支え合い、見守り支援など、地域全体で高齢者を支えていくという視点がますます重要となります。

## （2）サービス事業者・企業の役割

市民のニーズに合った介護サービスを提供するためには、介護サービスの担い手の確保・定着が不可欠となります。国においては介護職員の処遇改善を重要な課題と位置付け、平成21年度に続き、平成24年度の改正においても介護報酬が引き上げられました。介護サービス事業者は、この介護報酬改定の趣旨を踏まえ、雇用管理の改善や、介護サービスが魅力的な仕事として社会的評価を得られるような取組など、安定的な人材の確保及び育成に努める必要があります。

また、地域包括支援センターは、今後、本市における地域包括ケアシステムの中核としての役割が期待されることから、地域の団体やNPO、医療機関などのネットワーク構築にも努めることが求められます。

### (3) 行政の役割

#### ① 情報の提供

高齢者が自らの意思に基づき介護サービスやその他の高齢者保健福祉サービスを選択し、その利用によってそのひとらしい自立した質の高い生活を送るために、サービス等に関する各種情報が的確に提供されることが必要です。

一方、高齢者に必要な情報は多岐にわたることから、様々な機会を通じて総合的な情報提供を図るとともに、外国籍高齢者やコミュニケーションに障害のある高齢者など、情報を入手しにくい市民にも配慮して取り組みます。

また、市民・地域社会の役割が充分発揮できるよう、介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況等について、本市職員が市民の身近な場所に直接出向く市政出前トークなどで説明し、高齢者一人ひとりがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりについて、共に考える機会を提供します。

#### ② 総合的な相談体制の確保・充実

市民の多様なニーズに対応するため、総合的な相談体制を更に充実・強化していく必要があります。

本市では、市民に身近な行政機関である区役所・支所や、市内 61箇所にきめ細かく設置している地域包括支援センターに、高齢者総合相談窓口を設置するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員やサービス事業者との連携を強化し、市民がいつでも気軽に相談できる体制を整備します。

また、市民が市役所等への問い合わせを、365日、市役所の閉庁日でも、電話、ファックス、電子メール等自分に合った方法で、一度で済ませができる問い合わせ窓口「市政情報総合案内コールセンター」（愛称：京都いつでもコール）を有効に活用し、相談への対応や市民ニーズの把握に努めます。

#### ③ 要援護高齢者の権利の保障

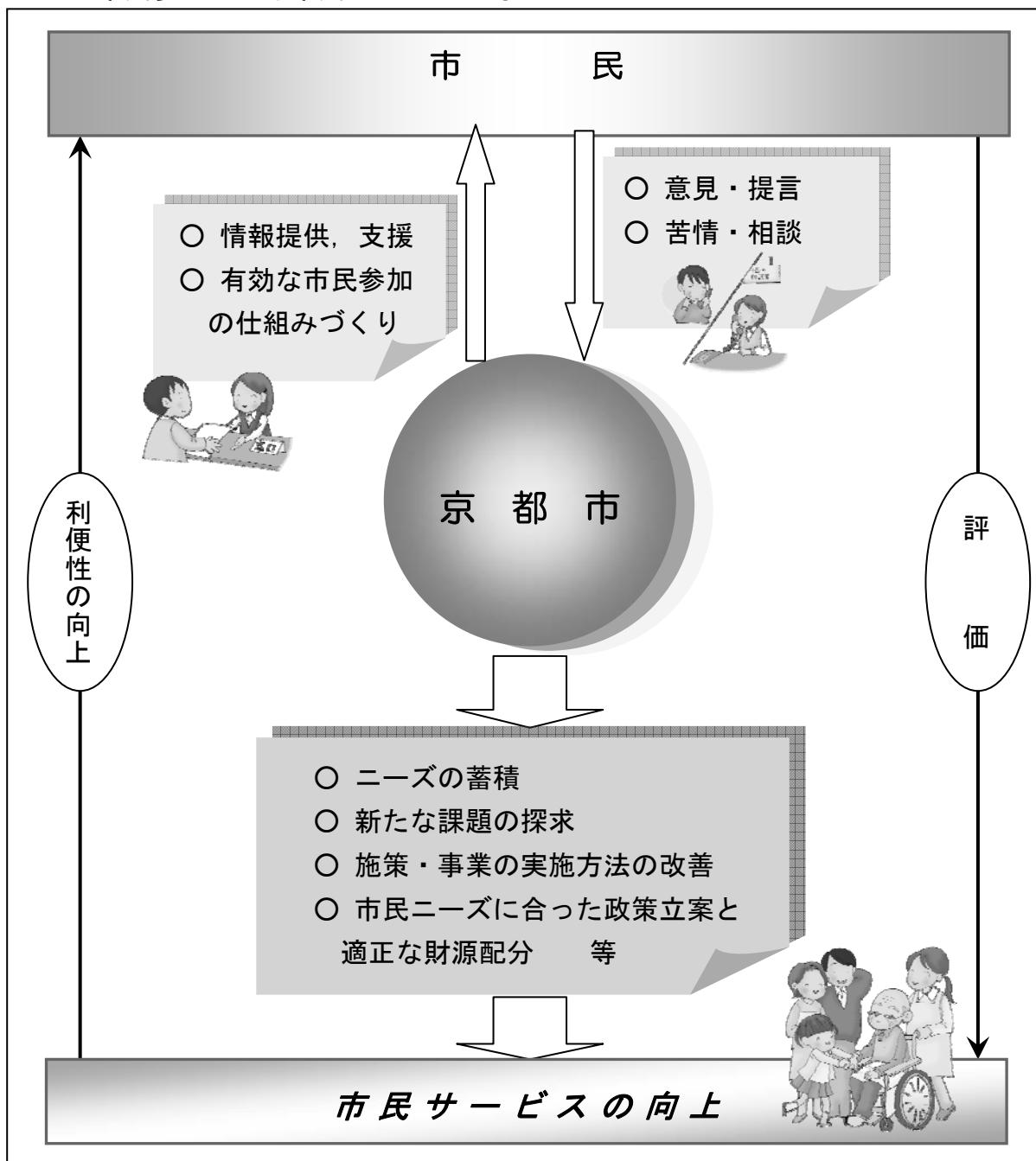
自己決定能力が低下していることから、サービスの利用手続等が困難な認知症高齢者や障害のある高齢者には、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）による支援や成年後見制度の利用支援による対応のほか、行政を中心とした地域社会や関係者の積極的な関わりによって、その方の権利を保障していきます。

また、家族介護者や虐待を受けている高齢者に対しても、必要な支援を行っていきます。

#### ④ 市民参加の促進

市民と行政が課題意識や目標、責任を共有し、共に汗する「共汗」により、市民とともに健康長寿のまちをつくっていくため、市民や地域社会のニーズに応じた情報提供や支援に努めるとともに、市民から寄せられる意見・提言等を基に、市民サービスの向上に努めます。

#### ■ 市民参加による市民サービスの向上イメージ

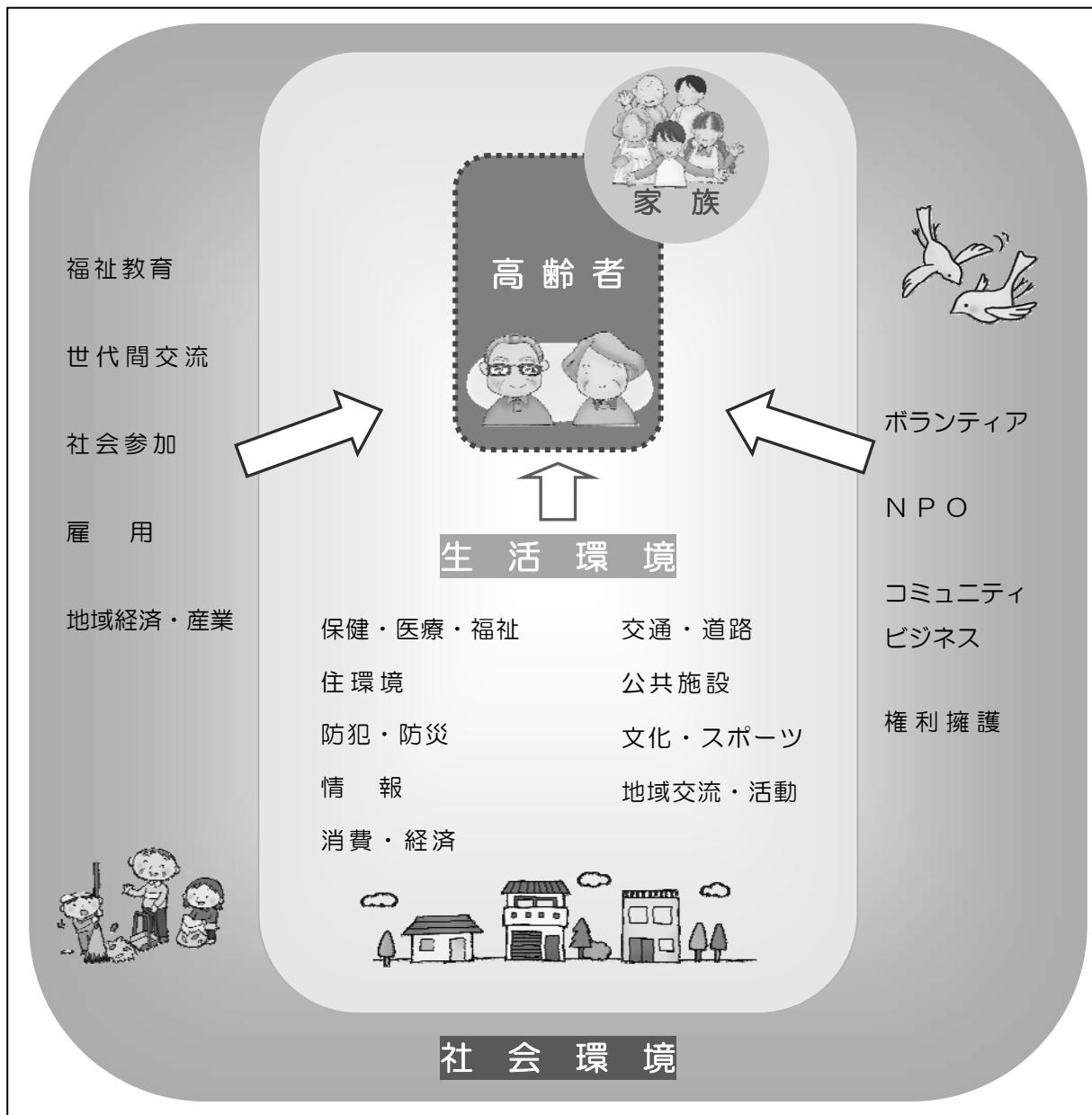


## 2 全庁的な取組による総合的な施策の推進

第5期プランでは、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療や住まいをはじめとする多分野との連携がこれまで以上に重要であることから、政策の「融合」を更に進め、より総合的かつ効果的な施策を推進します。

本市では、従前から庁内における相互連絡・調整の場である「安らぎ先進都市推進会議」を中心に連携を図ってきました。今後とも全庁を挙げて総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。

### ■ 多分野にまたがる高齢者施策



### **3 関係機関・関係団体等との連携**

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市の高齢者保健福祉施策の総合計画として、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者、あるいは高齢期に向かう壮年期の方までを幅広く対象とした施策・事業等を掲げており、その推進に当たっては医療・介護・保健・福祉を中心とする関係機関・関係団体等の協力が不可欠です。今後とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

### **4 京都地域包括ケア推進機構・京都府等との連携**

#### **(1) 京都地域包括ケア推進機構との連携**

高齢者が住み慣れた地域で24時間365日安心して暮らせる社会を築くための「地域包括ケアシステム」をオール京都体制で推進することを目的として設置された京都地域包括ケア推進機構に参画し、行政や医療、介護、福祉関係のあらゆる機関と連携・協働して地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

#### **(2) 京都府との連携**

介護サービスの基盤整備については、市域のみではなく、広域的な調整が求められるため、京都府との密接な連携が必要となります。平成23年に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、都道府県で行う事務のうち、介護保険施設及び居宅サービス等の指定及び指導監督事務などの政令で定める事務については、政令指定都市及び中核市へ移譲されることとなります。引き続き、本市を除く指定等の業務を行う京都府との連携を強化し、業務の円滑な遂行体制を充実していきます。

#### **(3) 近隣市町村との連携**

近隣市町村とは、介護サービス事業者の新規参入の動向やサービスの提供状況、適正な事業運営ができない事業者等の情報交換を中心に連携するとともに、地域の共通の課題についても意見交換等を行います。

#### (4) 政令指定都市との連携

政令指定都市及び東京都による大都市民生主管局長会議等を定期的に開催し、高齢者保健福祉施策の推進や介護保険事業の円滑な運営等について、大都市共通の課題を中心に意見交換等を行ってきました。

今後とも、他都市の情勢を把握し、先進的な取組を本市の実情に合わせて積極的に取り入れるとともに、全国的な課題や問題点については国に要望していきます。

### 5 第5期プランの進捗管理

本市では、プランの進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づいて必要な対策・措置を講じていく場として「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しています。第5期プランにおいても引き続き、市民公募委員をはじめ、医療、介護、保健、福祉の関係者による同協議会において進捗管理を行います。

また、第5期プランの進捗状況について市民や関係者に知っていただくため、同協議会や区役所・支所が開催する介護サービス等事業者連絡会等での報告のほか、ホームページ等による情報提供を行います。

#### ■ プラン推進のためのP D C A

